

## 2 適切な医療の提供(戦略2)

### 【目標2】

☆ 都内の全保健所で DOTS を積極的に推進するとともに、2010年(平成22年)までに、治療失敗・脱落率を2003年(平成15年)の7.8%から、5%以下とすることを目標とします。

### 〈主な取組〉

- 多様なニーズに対応できる医療提供体制の拡充
- DOTS(直接服薬確認療法)の積極的な推進
- 住所不定者、外国人、高齢者への積極的支援

### (1) 医療提供体制の確保

- 本年4月現在、医療法で許可された都内の結核病床数は1,005床です。
- 近年、合併症、精神疾患、アルコール依存症等を併発する高齢者を中心とした結核患者や薬剤耐性菌への対応など、結核をめぐる医療ニーズは深刻化、多様化しつつあります。  
このため都では、高度な合併症等を有する結核患者が、医療上の必要性から、一般病院又は精神病院で入院治療を受けることができるようにするため、結核患者収容モデル病床の整備を進めています。
- また、空き病床の不足により、結核が疑われる患者の受入れが困難な場合に備え、都独自に、一般の救急病院において、緊急受入れ及び治療が行えるようエアフィルター装置等の個別空調設備を持つ病床(緊急一時入院施設)を整備してきました。
- これらの施策を含め、都では現在、「東京都結核緊急医療ネットワーク」を構築し、適切な医療の確保に努めていますが、今後とも、深刻化・多様化する結核医療に係るニーズに的確に応えることができるよう、医療提供体制の拡充を図っていきます。
- そのほか、地域の医療機関に対して、結核医療の最新情報の提供が行われるよう、保健所と医療関係機関との連携関係を強化していきます。  
保健所は、地域における結核対策の中核的機関としての役割を果たしていくことが重要です。
- さらに、現代型・都市型結核の克服に向け、医療機関に対し、薬剤感受性検査(\*)

の徹底を図るよう働きかけるほか、現在、諸外国で深刻化し、今後、都でも深刻化することが予想されるHIV感染者が結核を併発した場合の対応についての先進的な取組を進めていきます。

**\* 薬剤感受性検査**

結核であることが診断された後、治療に有効な薬を調べるための検査のこと。

- なお、小児結核対策の分野では、接触者検診の迅速な実施、化学予防(\*)の徹底、結核診断能力の向上、小児結核発生动向調査等の充実を図ることが重要であり、都は、区市町村、保健所、医療機関等と綿密に連携し取組を進めていきます。

**\* 化学予防について**

結核発病を予防する目的で抗結核薬を投与することを、化学予防又は予防内服といいます。化学予防を受けている者は、日常生活は、普段どおりで構いませんが、服薬を確実に行うことが必要です。

- 結核医療のための医薬品の研究開発については、民間の研究機関等の活動を促しつつ、国の責任において、着実に進められるべきものです。  
特に、現状では治療が困難な多剤耐性結核患者の治療法など、新たな抗結核薬の開発等についての国の責任は重大です。そのため、都は、その実現に向け、国に働きかけていきます。

## (2) 患者支援体制の充実

- 結核の治療は、通常6か月から1年程度の期間を要し、患者には、大きな負担となっています。  
しかし、服薬を中断することは、症状の悪化を招くほか、薬剤に対する耐性を持つ菌を作ってしまう可能性があります。
- したがって、治療中の患者に対して、結核の特性や服薬を中断しないことの重要性を、正確に伝えるとともに、長期に及ぶ治療を支援していく必要があります。  
そのためには、単に治療を行う医療機関だけではなく、薬局や保健所などが連携し、地域における支援体制を確立するとともに、より広域的な対応を都と区市町村とが、協力して、進めていく必要があります。
- 2005年(平成17年)4月に施行された改正結核予防法では、「直接服薬確認療法(DOTS)」(\*)を推進するための規定を整備しました。  
具体的には、保健所長は、必要があると認める場合には、保健師又はその他の職員を、患者の家庭に訪問させ、服薬指導を行うこと及び医師は薬剤を確実に服用すること等を指示しなければならないこととされました。

**\* 「直接服薬確認療法(DOTS)」について**

Directly Observed Treatment Short-course の略で、患者の服薬を医師等が直接確認して行う治療

法。

WHO(世界保健機関)は、次の5要素を柱とする包括的な結核対策を、「DOTS 戦略」として提唱しました。① 喀痰塗抹陽性患者を最重要とする。② 患者が薬を飲むのを確認する。③ 患者の治療成績を確認し、報告する。④ 適切な化学療法剤を必要期間投与する。⑤ 政府は DOTS 戦略を指示し、実施に責任を持つ。

- 都では、既に山谷地域結核特別対策事業としてDOTSを実施していましたが、2004年(平成16年)10月からは、「東京都版21世紀型DOTS事業」として、市町村部において、患者や地域の特性にあわせた包括的服薬支援を実施しています。今後は、治療中断を起こしやすい患者に対する服薬支援を効果的に行うため、特別区との連携を強化し、広域的なDOTS戦略を推進していきます。
- また、都は、現代型・都市型結核の克服を目指し、住所不定者等のハイリスク集団に対する結核対策を効果的に行うため、保健・医療・福祉・住宅・労働等の関連分野との連携を強化するほか、早期発見・治療完了のために地域の様々な社会資源の積極的活用や複数の区市町村を移動する住所不定者等の結核患者を完治まで支援するための広域ネットワークの構築などを検討します。
- さらに、外国人の結核患者に対し、治療内容及び服薬の必要性などを的確に説明するための新たな試みも進めています。
- そのほか、コホート観察(\*)の結果を活用し、治療失敗、中断・脱落等の背景を分析し、的確に対策に反映できるよう努めています。

**\* コホート観察について**

コホート観察とは、適切な医療により二次感染を防ぐことを目的として、患者の発生時点から治療経過と検査結果を時系列で追跡し、治療完了の確認や治療効果(成功・失敗)を把握するもの。

- なお、都では、結核の後遺症による呼吸機能障害者に対する生活支援策として、在宅医療を支援するための講習会を実施しているほか、急性呼吸不全などで呼吸困難になった場合に備え、低肺機能患者(\*)の緊急入院事業による医療の確保に努めています。

**\* 低肺機能患者について**

低肺機能患者とは、種々の原因により肺活量が著しく減少した状態の者。酸素療法を必要とする場合が多い。

- 保健所は、地域における総合的な結核情報の発信拠点、直接服薬確認を軸とした患者支援の拠点としての役割を果たしていきます。

### 3 施策を支える基礎的取組(戦略3)

#### 《主な取組》

- 発生動向調査の有効活用
- 最新の知見に基づく人材育成
- 結核に関する正確な知識・情報の普及啓発

#### (1) 調査研究

- 現代型・都市型結核を克服するための取組を進めていく中で、結核感染の基礎的情報を取りまとめる発生動向調査は、現状分析、結核対策の評価及び新たな政策立案を行ううえで、極めて有効な情報源です。  
都では、調査の正確性を維持し、有効活用できるよう、情報を取り扱う保健所職員への研修・指導体制の充実強化に努めていきます。
- 国その他の研究機関の調査・研究に対しても、積極的な協力・支援を行います。
- さらに、結核対策を進めていく中で、適切で精度の高い検査を活用することは、極めて重要です。そのため、薬剤感受性検査や集団感染発生時に特に有効な RFLP 検査(\*)などに加え、新たな結核菌感染診断法(QFT 検査(\*)など)が有効に活用されるよう、東京都健康安全研究センターの検査体制の充実強化に努めます。

#### \* RFLP(Restriction Fragment Length Polymorphism)検査

DNA の分析により、複数の菌の同一性を調べる検査のこと。集団感染発生時などに、感染経路を明確にし、その後の対策を検討するうえで有効な検査。

#### \* QFT(全血インターフェロン(INF $\gamma$ )応答測定法(QuantiFERON-TB第二世代)の略)検査

採血した血液を BCG には存在しない結核菌抗原で刺激した後に産生される INF $\gamma$  量を測定することにより、結核感染を BCG 接種の影響を受けることなく診断する方法。

ツベルクリン反応検査では、結核感染による反応と BCG 接種をしたことによる反応とを識別することに限界がありましたが、QFT 検査により、更に詳細な分析が可能となりました。

#### (2) 人材育成

- 戦後の結核克服に向けた国民的取組により、り患率が低下し、結核病床が減少する中で、結核医療に専門的に従事する医療関係者が減少しています。  
また、一般的な医療に従事する医師、看護師等においても、結核に対する意識が低下し、結核発病の発見の遅れが指摘されるようになってきました。  
さらに、年々進化する結核医療にも対応していかなければなりません。

このため、都は、結核対策を健康危機管理の一つとして位置付け、医療関係者が最新の知識・情報を得られるよう、講習会等を開催するほか、国等が行う研修への保健所職員等の積極的参加などを通じて、人材育成を進めていきます。

### (3) 普及啓発

- 一般に、結核は過去の病気というイメージが強く、特に、国民病として恐れられていた時代を経験していない若年層は、結核についての認識が薄くなりつつあります。  
したがって、結核対策を進めていく上では、結核に関する正確な知識、情報を提供するための普及啓発活動を進めていくことが重要です。
- このため、現代型・都市型結核の克服を目指す都は、大学、専門学校、学習塾などへパンフレット等を作成し、配布することにより、特に若年層に重点化した啓発活動を積極的に行うとともに、企業内診療所・産業医を対象とした研修の実施、公共の場へのポスターの掲示など、結核に関する知識の普及に努めていきます。
- 外国人向けの広報としては、都のホームページ外国語版への結核医療の基礎的な情報（医療費・支援体制等）の掲載などを行っていきます。
- また、福祉施策との連携を進め、高齢者に関する様々な施設や医療機関、介護関係者への結核に関する啓発を行い、最新情報の提供、早期発見への注意喚起を行っていきます。
- 結核は、感染症であるため、誤った知識や偏見などによる差別や人権侵害が起きる可能性があります。  
そのため、都は、結核に関する正確な情報を、理解しやすい形で提供するとともに、患者が安心して治療に専念できるように、人権に配慮した対策の充実を進めていきます。

## 4 広域的な連携体制の構築(戦略4)

### 《主な取組》

- 広域的、総合的な行動計画の策定
- 近隣自治体との自治体連携の推進

### (1) 区市町村との一体的取組

- 都市部では、住居地と就業地、学校の所在地の間など、人々は、区市町村や保健所の管轄区域を越えた移動を日常的に繰り返しています。そして、店舗、教室、電車やバスの中など、気密性の高い空間で、人々が接触する機会も数多くあります。  
このため、結核は、短期間で、自治体の境界を越え、伝播されていき、感染拡大防止に向けた対策を一層困難なものにしています(\*)。

#### \* 集団感染事例について

既に述べました本年6月に都内の学習塾を中心に発生した集団感染事例では、感染者の所在は、4区7市(うち都外2市)に及んでいます(2005年10月末日現在)。

- 結核対策を効果的に進めるためには、区市町村の枠を超えた一体的対策が必要です。  
感染発生時はもちろん、対策上必要な目標の設定、施策の立案・実施・評価のすべての過程で、情報の共有化や対策の一体化が求められています。  
特に、現代型・都市型結核の特徴として分析した外国人、住所不定者対策あるいは集団感染時の対応などは、単独の自治体で解決することは困難であり、都と関係する区市町村が連携して、総合的に対応することが効果的です。
- そのため、都は、保健所の設置主体である各特別区との連携を図り、広域的な結核対策のための更なる連携関係を推進していきます。  
また、予防接種や定期検診の実施主体である各市町村と都が設置する保健所との協力関係を構築し、総合的な結核対策に取り組んでいきます。
- 都は、特別区、市町村との一体的取組を円滑に進めるためのコーディネートを行い、都の全域を対象とした結核対策に関する共通目標の設定や広域的、総合的な対応に関するルールを明確化するため、都(保健所を含む)と特別区、市町村の連携による行動計画の策定を検討していきます。

## (2) 結核根絶に向けた自治体連携

- その他、都道府県の境界を越えた自治体の連携による結核対策も重要です。  
現在、結核感染拡大のおそれがある場合には、患者の居住地を管轄する保健所から患者の日常生活の場である職場や学校等を所管する保健所へ、情報提供が行われるとともに、接触者調査を行うための要請がなされるなど、実務レベルでの連携関係は構築されていますが、今後はさらにこうした関係を発展させていくことが必要です。
- 都は、結核を含めた感染症のまん延防止を実行的に確保する観点から、埼玉県・千葉県・神奈川県・さいたま市・千葉市・横浜市・川崎市と連携・共働して、八都県市感染症対策連絡会議を設置しており、自治体連携による対策を推進しています。
- 今後とも、結核根絶に向けた自治体連携を積極的に進めていきます。

## 5 結核の実態を踏まえた法制度に向けて（戦略5）

### 《主な取組》

- 半世紀ぶりの結核予防法の大改正への対応
- 結核予防法の廃止・感染症法への統合に向けた国の動向に対して

### (1) 半世紀ぶりの結核予防法の大改正への対応

- 本年4月から、改正結核予防法（\*）が施行されました。  
その主要な改正点としては、以下のとおりです。
  - ① 結核の予防・早期発見のための対策の充実強化
    - ・ 定期健康診断・定期外健康診断の対象者、方法等の見直し
    - ・ ツベルクリン反応検査の廃止・直接BCG接種の実施
  - ② 直接服薬確認療法（DOTS）の推進
  - ③ 国及び地方公共団体等の責務規定の整備
  - ④ 国及び都道府県の結核対策に係る計画の策定
  - ⑤ 結核診査協議会の見直し

\* 結核予防法(昭和26年3月31日法律第96号)、改正法(平成16年12月1日法律第150号)

- これらの改正は、最新の医学的知見に基づくものやこれまで不明確であった国や自治体の責務を明確にするものであり、都は積極的に対応していきます。  
しかし、現代型・都市型結核を克服するために、施策を推進する都の立場からは、今回の法改正は、必ずしも十分なものではありませんでした。
- 例えば、結核予防法は、医療費を公費で行政が負担する場合に前提要件となる入所命令の対象を、同居者のある者に限定していますが、一人暮らしの人々が数多く暮らす大都市の生活実態を考えるならば、学校や職場など社会生活の中での接触も重要な課題です。
- こうした観点から、都は、全国の自治体と連携しながら、現行の結核予防法及びそれを具体化する制度を、結核の実態を踏まえたものへと改めるよう、国に強く働きかけています（\*）。  
特に、感染の危険性に着目し、また、迅速な対応を可能とするよう確固たる仕組みを構築し、結核対策を強力に推進することが重要です。

\* 地方自治体の結核予防法の改正に関する最近の要望活動について

- ① 東京都：平成17年5月23日  
「結核対策を後退させる国の新たな方針の即刻撤回について」
- ② 全国知事会：平成17年7月13日  
「平成18年度 国の施策並びに予算に関する提案・要望」
- ③ 特別区長会：平成17年7月26日  
「結核予防法取扱基準の変更に対する要望」 など

(2) 結核予防法の廃止・感染症法への統合に向けた国の動向に対して

- こうした経緯を踏まえ、国は、本年11月現在、生物テロ対策（多剤耐性結核菌を含む病原体の所持・保有を規制）のための感染症法（\*）の改正を契機に、結核予防法を廃止し、同法に統合する方針を示しています。

\* 正式には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年10月2日法律第114号）。

- 都は、大都市における結核対策の充実を図る観点から、国の動向を見極めるとともに、制度の見直しに際しては、事前に事務を執行する全国の自治体その他関係者等の意見を踏まえること、国民、自治体その他関係者に対して、見直しの趣旨、内容、影響等に関する十分な説明責任を果たすことを、引き続き、国に求めています。

#### IV 現代型・都市型結核の克服に向けて

##### 【目標3】

☆ 5つの戦略を着実に実施することにより、2010年(平成22年)における人口10万人当たりの結核罹患率を、2003年(平成15年)の32.6から、27以下へと引き下げることが目標とします。

- 我が国では、過去半世紀にわたり、結核克服に向けた国民的取組を進め、目覚ましい成果をあげてきました。  
しかし、その後も結核を根絶するには至らず、21世紀初頭の現在、現代型・都市型結核として新たな形で結核は発現しています。
- 今後、さらに結核克服に向けた取組を進めていくためには、結核に対する正確な知識を普及させること、住民、国、都、区市町村、医療機関等の関係者が、それぞれの役割を認識し、責務を果たすことが改めて求められます。
- 都は、広域自治体として、区市町村の活動をコーディネートするとともに、国に対する提案要求活動や近隣自治体・全国の大都市との連絡調整など連携体制の構築・発展を進めながら、この計画に即して、現代型・都市型結核の克服に向けた対策に取り組んでいきます。

## 参 考 资 料

<参考>

東京都感染症予防医療対策審議会の審議経過

- 平成17年1月19日  
東京都知事が、東京都感染症予防医療対策審議会に、「『東京都結核予防計画』策定に向けた基本的な考え方について」を諮問。
  
- 同日  
東京都感染症予防医療対策審議会が、結核予防部会を設置。  
第1回結核予防部会開催。
  
- 平成17年5月19日  
第2回結核予防部会開催。
  
- 平成17年7月11日  
第3回結核予防部会開催。  
東京都感染症予防医療対策審議会開催、東京都知事に対して答申。